

## 【介護保険】 訪問看護ステーションにこ 訪問看護利用料金

※令和3年4月現在

● 訪問看護療養費 (= 基本となる料金です)

※①は介護予防訪問看護(要支援1~2の方) ②は訪問看護(要介護1~5の方)

サービス内容	単位数	料金	備考
● 20分未満 (I-1) (24時間体制、20分以上/週1回)	① 302	① 302円/回	・20分未満の利用は、24時間体制があることと、週1回は20分以上の定期訪問が行われている場合に可能です。
	② 313	② 313円/回	
● 30分未満 (I-2)	① 450	① 450円/回	
	② 470	② 470円/回	
● 30分以上60分未満 (I-3)	① 792	① 792円/回	
	② 821	② 821円/回	
● 60分以上90分未満 (I-4)	① 1087	① 1087円/回	
	② 1125	② 1125円/回	

● 加算について (= ご利用状況によってプラスされるものです)

加算の種類	単位数	料金	備考
● 早朝・夜間加算		基本単位の 25%増	・早朝とは6時~8時 ・夜間とは18時~22時
● 深夜加算		基本単位の 50%増	・深夜とは22時~6時
※ ● 緊急時訪問看護加算 (注1)	574	574円/月	・計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定します。なお、1月のうち2回目以降から早朝夜間深夜加算が算定されます。 ※緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。
※ ☆ 1 ● 特別管理加算 (I)	500	500円/月	
(II)	250	250円/月	
※ ● ターミナルケア加算	2000	2000円/回	
● 長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える) 特別管理加算対象者	300	3000円/回	

☆2 ●複数名訪問加算 I 2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合 ・30分未満 ・30分以上	254 402	254円/回 402円/回	
☆2 ●複数名訪問看護加算 II 看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 ・30分未満 ・30分以上	201 317	201円/回 317円/回	
☆3 ●初回加算 (新規利用者 月1回) または●退院時共同指導加算(1回・特別管理加算の対象者は2回可能)	300 600	300円/回 600円/回	
●看護体制強化加算 I  ●看護体制強化加算 II	550 200	550円/月 200円/月	・在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う、医療ニーズへの対応を強化する観点から、充実したサービス提供体制にある場合に加算されます。事業所が要件を満たした月に算定させていただきます。
☆4 ●看護・介護職員連携強化加算	250	250円/月	
●サービス提供体制強化加算	3	3円/回	

(注1) 緊急時訪問看護加算の契約を頂く方には、専用の電話番号をお知らせします。その場合、24時間看護師への電話連絡が可能で、必要時には休日や時間外でも緊急訪問をします。

☆1 特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。

- (I) ・在宅悪性腫瘍患者指導加算、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態  
・気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
- (II) ・在宅自己腹膜灌流指導加算、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態  
・人工肛門・人工膀胱を設置している状態  
・真皮を超える褥瘡の状態  
・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められた状態

☆2 複数名訪問加算の対象となるのは、下記の方でご利用者の同意を得て算定します。

- ① 利用者の身体的理由(体重が重いなど)により、一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められた場合

☆3 初回加算：新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。

退院時共同指導加算：病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に、月1回（特別管理加算の利用者は月2回まで）算定します。

☆4 看護・介護職員連携強化加算：医師の指示のもと、痰の吸引等を実施する訪問介護事業所と連携して指導等行った場合に算定します。

●実費負担の利用料 ※指定訪問看護とは別事業の利用料金

●交通費	事業所を基点として ・往復10km未満 200円/回 ・往復10～20km未満 300円/回 ・往復20～30km未満 400円/回 ・往復30km以上 500円/回 ※指定地域（鶴岡市・三川町・庄内町・酒田市）以外の場合に請求させていただきます。なお上限は5000円/月とさせていただきます。
●永眠時のケア	11,000円
●キャンセル料	利用料金の5割 ※利用者様のご都合で当日キャンセルの場合
●支給限度額を超えた場合	利用者様の10割負担

○新型コロナウイルス感染症に対応するための特別な評価

新型コロナウイルス感染症に対応するための特別な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月までの間基本報酬に0.1%上乘せする。

○認知症に係る取り組みの情報公表の推進

介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導を除く）を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることとする。

○退院当日の訪問看護

退院当日の訪問看護について、利用者のニーズに対応し在宅での療養環境を早期に整える観点から、主治の医師が必要と認める場合は算定を可能とする。

※) 記載の内容は診療報酬改定などによって変更となることがあります。